

# 飲用井戸の衛生管理について

飲用に使用する井戸等については、適正な衛生管理を目的として、厚生労働省による「飲用井戸等衛生対策要領」が定められています。

## 飲用井戸の管理と検査

- 飲用井戸等及びその周辺に、みだりに人や動物が立ち入れないようにしましょう。
- 飲用井戸や井戸周辺を定期的に点検し、清潔保持に努めましょう。
- 新たに飲用井戸を設置した場合、給水開始前に水道法の水質基準項目（51項目）の水質検査を行い、これに適合していることを確認しましょう。  
（塩素消毒をしていない場合等は、消毒副生成物の検査を省略できます）
- 定期的（年1回以上）に、水質検査を受けましょう。

定期の検査：一般細菌・大腸菌・亜硝酸態窒素・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素  
塩化物イオン・有機物・pH値・味・臭気・色度・濁度

※その他、有機溶剤やヒ素・マンガン・鉛などの追加検査、放射能測定もできます。

異常があれば飲用を中止して、必要な水質検査を行い、安全を確認しましょう。

「飲用井戸の水質検査を依頼するにあたっては、水道法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は、環境大臣及び国土交通省大臣の登録を受けた者に対して行う」とされています。

当センターは、登録 第273号機関です。



水道法の水質基準項目（51項目）については、次ページをご覧ください。

## 水道法に基づく水質基準に関する省令の水質基準値

水道法の水質基準に関する省令(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)

最終改正: 令和2年3月25日厚生労働省令第38号(令和2年4月1日施行)

検査方法(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)

最終改正: 令和5年3月24日厚生労働省告示第85号(令和5年4月1日施行)

| 水質基準項目 |  | 水質基準値                      | 分類     |
|--------|--|----------------------------|--------|
| 1      | 一般細菌   | 1mLの検水で形成される集落数が100以下であること | 病原生物   |
| 2      | 大腸菌  | 検出されないこと                   |        |
| 3      | カドミウム及びその化合物   | カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下    | 重金属    |
| 4      | 水銀及びその化合物  | 水銀の量に関して、0.0005mg/L以下      |        |
| 5      | セレン及びその化合物   | セレンの量に関して、0.01mg/L以下       |        |
| 6      | 鉛及びその化合物   | 鉛の量に関して、0.01mg/L以下         |        |
| 7      | ヒ素及びその化合物  | ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下        |        |
| 8      | 六価クロム化合物   | 六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下     |        |
| 9      | 亜硝酸態窒素   | 0.04 mg/L以下                | 無機物質   |
| 10     | シアン化物イオン及び塩化シアン  | シアンの量に関して、0.01mg/L以下       |        |
| 11     | 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素  | 10 mg/L以下                  |        |
| 12     | フッ素及びその化合物   | フッ素の量に関して、0.8mg/L以下        |        |
| 13     | ホウ素及びその化合物   | ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下        | 有機物質   |
| 14     | 四塩化炭素  | 0.002 mg/L以下               |        |
| 15     | 1,4-ジオキサン  | 0.05 mg/L以下                |        |
| 16     | シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン                        | 0.04 mg/L以下                |        |
| 17     | ジクロロメタン  | 0.02 mg/L以下                |        |
| 18     | テトラクロロエチレン   | 0.01 mg/L以下                |        |
| 19     | トリクロロエチレン  | 0.01 mg/L以下                |        |
| 20     | ベンゼン   | 0.01 mg/L以下                |        |
| 21     | 塩素酸  | 0.6 mg/L以下                 | 消毒副生成物 |
| 22     | クロロ酢酸  | 0.02 mg/L以下                |        |
| 23     | クロロホルム   | 0.06 mg/L以下                |        |
| 24     | ジクロロ酢酸   | 0.03 mg/L以下                |        |
| 25     | ジブロモクロロメタン   | 0.1 mg/L以下                 |        |
| 26     | 臭素酸  | 0.01 mg/L以下                |        |
| 27     | 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)  | 0.1 mg/L以下                 |        |
| 28     | トリクロロ酢酸  | 0.03 mg/L以下                |        |
| 29     | ブロモジクロロメタン   | 0.03 mg/L以下                |        |
| 30     | ブロモホルム   | 0.09 mg/L以下                |        |
| 31     | ホルムアルデヒド   | 0.08 mg/L以下                |        |
| 32     | 亜鉛及びその化合物  | 亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下         | 重金属    |
| 33     | アルミニウム及びその化合物  | アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下     |        |
| 34     | 鉄及びその化合物   | 鉄の量に関して、0.3mg/L以下          |        |
| 35     | 銅及びその化合物   | 銅の量に関して、1.0mg/L以下          |        |
| 36     | ナトリウム及びその化合物   | ナトリウムの量に関して、200mg/L以下      |        |
| 37     | マンガン及びその化合物  | マンガンの量に関して、0.05mg/L以下      |        |
| 38     | 塩化物イオン   | 200 mg/L以下                 | 無機物質   |
| 39     | カルシウム、マグネシウム等(硬度)  | 300 mg/L以下                 |        |
| 40     | 蒸発残留物  | 500 mg/L以下                 |        |
| 41     | 陰イオン界面活性剤  | 0.2 mg/L以下                 | 有機物質   |
| 42     | (4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジェオスミン) | 0.00001 mg/L以下             |        |
| 43     | 1, 2, 7, 7-テトラメチルピシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボルネオール)  | 0.00001 mg/L以下             |        |
| 44     | 非イオン界面活性剤  | 0.02 mg/L以下                |        |
| 45     | フェノール類   | フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下   |        |
| 46     | 有機物(全有機炭素(TOC)の量)  | 3 mg/L以下                   |        |
| 47     | pH値  | 5.8以上8.6以下                 | 基礎的性状  |
| 48     | 味  | 異常でないこと                    |        |
| 49     | 臭気   | 異常でないこと                    |        |
| 50     | 色度   | 5度以下                       |        |
| 51     | 濁度   | 2度以下                       |        |

枠内青色の項目は、塩素消毒をしていない場合省略することができます。

枠内緑色の項目は、原水での検査の場合省略することができます。